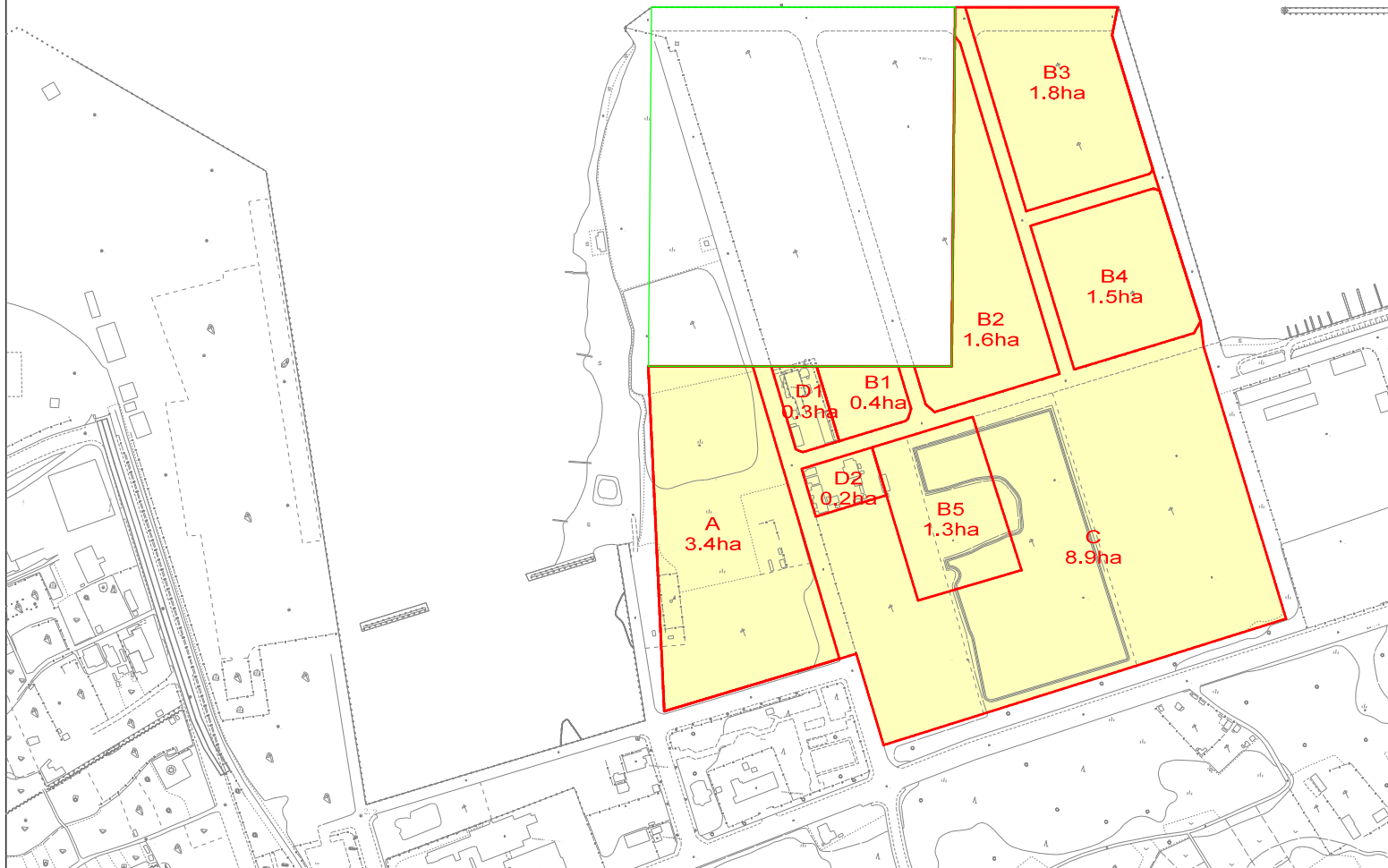


新潟東港南ふ頭 平面図



位置	使用条件等	使用可能期間	使用料(令和4年4月1日現在)
A	舗装状況は、未舗装。既設道路部と段差あり。雑木については、県で伐採を行うが、整地までは行わない。支障物件（電力柱等）については、撤去・移設するよう所有者に対し説明している。	令和9年4月1日～（使用可能期間は最長3年の使用許可。状況に応じて更新も可能。）	新潟県港湾管理条例による（保管施設の野積場（未舗装・専用）：使用面積 1㎡1月につき69円）
B	舗装状況は、コンクリート舗装。支障物件（コンテナ等）については、撤去する。	令和9年4月1日～（使用可能期間は最長3年の使用許可。状況に応じて更新も可能。）	新潟県港湾管理条例による（保管施設の野積場（舗装・専用）：使用面積 1㎡1月につき100円）
C	舗装状況は、アスファルト舗装。支障物件（コンテナ等）については、撤去する。	令和9年4月1日～（使用可能期間は最長3年の使用許可。状況に応じて更新も可能。）	新潟県港湾管理条例による（保管施設の野積場（舗装・専用）：使用面積 1㎡1月につき100円）
D	舗装状況は、未舗装。支障物件（建物等）については、撤去するよう所有者に対し説明している。	令和9年4月1日～（使用可能期間は最長3年の使用許可。状況に応じて更新も可能。）	新潟県港湾管理条例による（港湾施設用地（未舗装・専用）：使用面積 1㎡1月につき69円）

※地耐力のデータが存在しないため、重量物を蔵置する場合、必要に応じ事前調査を行うこと。
 ※舗装や側溝等について、破損した場合は原型復旧すること。
 ※その他、使用許可申請時に付される県の許可条件に従うこと。
 ※上記の使用条件等に記載した舗装状況は、引き渡し時のもの。



区域	小区域	面積(ha)
A		3.4
B	B1	0.4
	B2	1.6
	B3	1.8
	B4	1.5
	B5	1.3
C		8.9
D	D1	0.3
	D2	0.2
港湾管理者が確保した用地面積		19.4

※上記の面積は、植栽帯等を除いた概算面積であり、実際に使用許可申請を行う際には申請者側で求積が必要。
 ※今回、測量したものでないため座標はおさえていない。

凡例

- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の投資及び維持管理の拠点を形成する区域 (ha)
- 港湾管理者が確保した用地